

定 款

2026年5月1日改定

第1章 総則

第1条 [商号]

当社は、株式会社システム ディと称し、英文では、System D Inc. と表示する。

第2条 [目的]

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータの販売
- (2) ソフトウェアの製造、販売
- (3) コンピュータに関するコンサルティング業務及びコンピュータを利用したデータ処理業務
- (4) インターネットへの接続及びデータ処理業務
- (5) 都市計画、環境調査等の企画及び経営コンサルティング業務
- (6) 各種催事の企画、立案
- (7) 印刷、出版、書籍販売及び宣伝、広告代理業
- (8) 文具、学校備品、事務機器等の販売
- (9) 建築設計、インテリア企画
- (10) ビデオ、映画、音楽の製作販売
- (11) 不動産の賃貸
- (12) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 [本店の所在地]

当社は、本店を京都市に置く。

第4条 [機関]

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 [公告方法]

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条 [発行可能株式総数]

当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

第7条 [自己の株式の取得]

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 [単元株式数]

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 [単元未満株式を有する株主の権利]

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第10条 [株主名簿管理人]

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条 [株式取扱規程]

当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式

取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 [株主総会の招集]

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第13条 [定時株主総会の基準日]

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

第14条 [招集権者および議長]

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 [決議の方法]

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 [議決権の代理行使]

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 [議事録]

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条 [電子提供措置等]

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条 [取締役の員数]

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条 [取締役の選任]

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 [取締役の任期]

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第22条 [代表取締役および役付取締役]

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 [取締役会の招集権者および議長]

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 [取締役会の招集通知]

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 [取締役会の決議方法]

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつ

て行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 [取締役会規程]

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条 [取締役会の議事録]

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 [取締役の報酬等]

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第29条 [取締役の責任免除]

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条 [監査役の員数]

当社の監査役は、3名以上とする。

第31条 [監査役の選任]

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 [監査役の任期]

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 [監査役の報酬等]

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第34条 [監査役の責任免除]

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

第35条 [事業年度および決算期]

当社の事業年度は、毎年1月1日から翌年10月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

第36条 [剰余金配当の基準日]

当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年10月31日とする。

第37条 [中間配当の基準日]

当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第38条 [配当の除斥期間]

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。